

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【公開番号】特開2013-167147(P2013-167147A)

【公開日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2013-046

【出願番号】特願2012-241667(P2012-241667)

【国際特許分類】

*E 04 F 15/18 (2006.01)*

【F I】

*E 04 F 15/18 602 G*

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月19日(2015.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

設置対象物を設置床に固定して設置する際に、前記設置対象物と前記設置床との間に設置される耐震装置であって、

前記設置対象物が載置される板状部材であって、表面積が少なくとも前記設置対象物の設置面積よりも広い荷重伝達部材と、

前記荷重伝達部材と前記設置床との間に設けられる板状またはシート状の部材であって、前記荷重伝達部材側と接着され、かつ、前記設置対象物を前記荷重伝達部材に固定した状態で前記設置対象物に対し水平方向からかかる荷重に対し、前記設置床との間の静摩擦係数が所定の値以上となる移動制限部材と、

前記設置対象物と当該耐震装置とを連結するための繫止部と、を備えたことを特徴とする耐震装置。

【請求項2】

前記繫止部は、前記設置対象物の外側に備えられたことを特徴とする請求項1に記載の耐震装置。

【請求項3】

前記静摩擦係数が0.7以上であることを特徴とする請求項1または2に記載の耐震装置。

【請求項4】

前記荷重伝達部材は、一層の鉄板であることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載の耐震装置。

【請求項5】

前記移動制限部材は、ゴムシートであり前記荷重伝達部材に対して全面に設けられていることを特徴とする請求項1から4のいずれか1項に記載の耐震装置。

【請求項6】

前記繫止部は、前記荷重伝達部材に接合された突起ネジと、該突起ネジと前記設置対象物の脚部または本体部とを連結する連結具と、からなることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載の耐震装置。

【請求項7】

前記繫止部は、前記荷重伝達部材、または前記荷重伝達部材から前記移動制限部材に貫

通したネジ穴と、該ネジ穴と前記設置対象物の脚部または本体部とを連結する連結具と、からなることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の耐震装置。

【請求項 8】

前記繫止部は、前記設置対象物が有する脚部の数に応じて設けられ、該繫止部と各脚部とが連結されることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の耐震装置。

【請求項 9】

複数に分割可能であって、分割された各部を連結することで一の前記設置対象物を設置することを特徴とする請求項 1 から 8 のいずれか 1 項に記載の耐震装置。

【請求項 10】

前記設置対象物は、所定の水平基準を満たして設置される画像形成装置であることを特徴とするは請求項 1 から 9 のいずれか 1 項に記載の耐震装置。